業務管理体制の整備に関するＱ＆Ａ

|  |
| --- |
| Ｑ１.業務管理体制の整備とは具体的にどのようなことをしなければならないのか。 |

Ａ１　事業者自ら事業の形態・規模等を考慮し個々の事業者に見合った実効性のある法令

　　等を遵守する体制を整備するために、①法令遵守責任者を選任し、運営する事業所の

　　数に応じて、②法令遵守規程を定める、③業務執行の状況の監査等の実施を指します。

|  |
| --- |
| Ｑ２.法令遵守責任者とは、どのような職務の者が、どのようなことを行うのか。 |

Ａ２　法令遵守責任者は、法人内で法令遵守の実施・運用に関して責任を持ち、従業員に対して法令遵守に関する情報を収集し周知するなど、事業者として法令を遵守する取り組みを行う責任者となります。

法令遵守責任者は、法令遵守の観点から経営者（陣）に対しても積極的に提言できる職位の者を選任することが重要です。

法令遵守責任者が行うこととして以下の例が想定されます。

　　例１）法令遵守責任者が集団指導に参加し、集団指導で得た情報を基に、従業者に対

して必要な助言・指導を行う。

　　例２）法令遵守責任者が内部監査を実施し、各事業所が基準に沿った運営を行ってい

　　　　　るか、定期的に点検を行う。

|  |
| --- |
| Ｑ３.法令遵守責任者は必ず決めなければならないか。また、管理者や責任者など、法人の  担当ではない事業所の従業者が行っていても問題ないか。 |

Ａ３　法令遵守責任者は、運営する事業所の数に関わらず、全ての事業者において、設置

　　が義務付けられています。

法令遵守責任者はＱ２で回答したとおり、経営者（陣）に対しても積極的に法令遵

守を提言できる者が望ましいですが、事業所の従業者であっても、法令遵守の実施・

運用ができる者であれば、差し支えありません。

|  |
| --- |
| Ｑ４.法令遵守規程とは、具体的にどのようなものを指すか。また、必ず定めなければなら  ないか。 |

Ａ４　事業者として、日常の業務運営にあたり、法及び法に基づく命令の遵守を確保する

　　ための注意事項や標準的な業務プロセスを記載したものなど、事業者の実態に即した

　　規程となります。

既に事業者内でコンプライアンス規程等、法令遵守について定めてある規程等があ

　　る場合は、改めて法令遵守規程を作成する必要はありませんが、内容については、全

ての従業者に周知し、法令遵守が徹底されることが必要となります。

法令遵守規程は事業所の数が２０未満の事業者は作成する必要はありません。

|  |
| --- |
| Ｑ５.業務執行の状況の監査とは具体的にどのようなものを指すか。また、必ず行わなけれ  ばならないか。 |

Ａ５　事業者が、法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んだ監査と

　　なり、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの

　　方法であっても構いません。

また、事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であっ

て、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあっては監査

委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査

を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく

「業務執行の状況の監査」とすることができます。

業務執行の状況の監査は事業所の数が１００未満の場合は実施する必要はありません。